

2003年度関東女子審判講習会

(2003.10.04 関東女子タッチフットボール連盟審判部)

(1) 審判の心構え 他

(2003.10.04 関東女子タッチフットボール連盟審判部)

- 公認審判員とは？

「この部分は当日説明しませんでした、ぜひ、下記を理解頂き、積極的に審判活動にご協力ください。また合わせて(2)の審判のメカニクにも目を通しておいてください。」

- 公認審判員は、自チームの選手 / コーチに、正しいルールを理解させる。
- ルールは、ルールブックに書いてあるが、これを実際に適用するのは、審判員であり、各公認審判員は自チームの選手 / コーチにその適用の実際を示す必要がある。
- 各プレイヤーは原則として反則を犯してはならない。
理由の一つは、規則で規定されていることに違反することは卑怯であるからであるが、もう一つの理由として、「危険である」からである。
例えば、腰から下への接触はパーソナル・ファールである。その事象が発生した場合には(故意であれ、偶然であれ)罰則が適用されるが、だからと言って、この行為をやって良いということには決してならない。しかしながらルールを知らないものはそれを行なうかもしれない。
公認審判員は、自チームの練習 / 試合を通じて、自チームの反則がなくなるよう選手 / コーチを指導しなければならない。
- 関東女子審判部員は、本リーグの運営者である。リーグ全体の実力が上がるよう正しいルールの理解を深め、公正、公平なジャッジを心掛ける。
各人の審判技術の向上は、リーグ全体の向上であり、これは、チームの実力の向上にもつながることを肝に命じてほしい。

- 審判を行なう上での心構え

(1) **タッチが第一義。**

タッチフットボールでは、タッチが行なわれた時のボールの位置が次の攻撃開始地点となり、これが攻守の交替や得点ひいては勝敗に関係して来る。タッチフットボールの審判は、どこで正しいタッチが行なわれたかを判定する必要があると共にボールの前進位置を示さなければならない。その為、審判員はタッチの現場に近付けるメカニクを身につけなければならないし、試合中はそれを実践しなければならない。

- ボールに近い者がタッチを見る。
- 次に近い者が反対サイドから見るようにする。
- 反対側のライン沿いの者はボールの前進位置を見る。

- ボールデッドの位置を決めたら、他の審判がそこを把握するまで動かない。

(2) 危険な行為 / 卑怯な行為は見逃さない。

少々の反則は見逃しても、危険な行為は(故意であれ、偶然であれ)見逃してはならない。これを見逃せば、選手はその行為は許されるものと誤解してしまう。また以下のような卑怯な行為に関しては毅然とした態度で臨む。

- 背後から押す行為は、軽くとも見逃してはならない。
但し、最初の接触が正面であり、相手が回転した場合に背後に接触したような場合は反則ではない。

- 遅延行為(ボールを渡さない、投げ捨てる、キックオフの準備をしない)
- 審判や相手チームへの野次 / 無用の抗議
- 故意に反則を繰り返す行為

(3) 反則と思われる行為にはためらうことなくファールマーカを使用する。

ファールマーカを使うことで試合が止まるわけではない。自分のチームではコーチに禁止されている行為、(2)のような危険あるいは卑怯な行為(と思われる行為)を見つけた場合に、ファールマーカを出す。

但し、プレイは止まらない為、タッチを見るという行為を忘れてはならない。

- 「何の反則」かではなく、「何が起こった」かを報告する。
- ファールマーカを出したら、プレイ終了時に「計時を止める」。

- フォルス・スタートの反則だけは、反則で笛を吹いて 計時を止める」。
- (4) 審判は試合の運営者である。試合時間、得点、試合球等、その試合に係わる事は審判自身あるいは審判が命じた者が管理する。
時間が間違っている」'ダウン表示が間違っている」は審判が訂正しなければならない。
 - 計時を止める」ときには時計が止まったことを確認する。
 - プレイが始まる前には「ダウン表示器」を確認する。

同様に、怪我人の発生等に気を配り、場合によっては試合を止めて処置に当たる。

(2) 審判のメカニク

- [4人制審判のポジショニング](#)
- [5人制審判のポジショニング](#) 関東女子ではこれを採用する。
- [プレイ開始後の審判の動き](#)
- [審判を行なう上での注意点](#)

- [タイマー\(計時係\)のお仕事](#)
- [チェーンクルーのお仕事](#)

(3) ルールブックを読む上での注意 他

[この部分も当日は説明しませんが目を通しておいってください]

- タッチ / ブロック以外で接触を伴う可能性のある状況を含むルールに関する説明
 - パスインターフェアに関して

第6編第3章8 - 2に関し、次のような場合は(危険、かつ偶発的ではない為)反則とする。
ボールをキャッチしようとしている選手の後方から手を延ばしてボールをキャッチしようとして接触した場合

一方、キャッチ不可能と判定されるパスへキャッチを試みたもの同士の接触は、インターフェアではない。但し、故意、あるいは激しい接触にたいしてはパーソナル・ファールを適用する。

- パーソナル・ファールに関して

危険な接触(特に首から上、腰から下への接触はそれ自体を危険とみなす)は故意か偶然かは問わない。審判がそれを判定するのは不可能であり、それを行なえば、その程度は許される等の誤解を与える。

- ノンコンタクト・ファールに関して

上記(1)(2)に示した行為には毅然とした態度で望む。上記行為はノンコンタクトファールである。

(4) その他のルールに関する説明

- [シュガーボウルにおけるタッチの基準](#)の説明

本日の講習会に関する連絡先：
e-mail tsuyoshi@mx.mesh.ne.jp